



国民年金保険料の控除証明書は大切に

納付した国民年金保険料は、所得税や住民税の申告において、全額が課税対象所得から控除されます。

控除を受けるときは、保険料を納付したことを証明する書類（証明書又は領収証書）の添付が必要です。

このため、11月上旬又は翌年2月に、社会保険庁より「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ様式）が送付されますので、大切に保管しましょう。

11月送付対象者

1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納めている方

「ねんきん特別便」へ回答を！

「ねんきん特別便」が届いたら

年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分にご確認ください。

訂正がある場合も、ない場合も、必ずご回答ください。

翌年2月送付対象者

10月1日から12月31日までの間に、その年はじめて国民年金保険料を納めた方

※ なお、年末調整などの手続きについては、税務署にご確認ください。

保険料の領収証書は大切に

国民年金保険料の納付が遅れると、証明額に記載されない場合があります。

この場合は、領収証書により控除額を自己申告する必要がありますので、保険料の領収証書は大切に保管してください。

住所変更の手続きを

「ねんきん特別便」を確実にお届けするために、正しい住所の届出が必要です。住所異動の際は、変更の手続きをお願いします。

ご質問・お問い合わせは

「ねんきん特別便専用ダイヤル」

☎ 0570-058-555

・月～金曜日 9時～20時

・第2土曜日 9時～17時

※ IP電話（ひかり電話など）、PHSからの場合

☎ 03-6700-1144

問

松山西社会保険事務所
国民年金第二課

☎ 925-5175

町民課住民係

☎ 985-4106

老後の生活は自分で守ろう！

農業者を応援する「農業者年金」

農業者年金の特徴

① 農業に従事する方は加入できます

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。

② 「積立方式」の年金です

③ 保険料が自由に決められます
月額2万円～6万7,000円の間にいつでも見直すことができます。

④ 80歳までの保証が付いた「終身年金」です

年金は生涯支給されます。また、仮に80歳前に亡くなっても、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金を一時金として遺族の方に支給します。

⑤ 税の特例があります

支払った保険料は全額、社会保険料控除の対象となります。また、受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となります。

⑥ 保険料の国庫補助があります

認定農業者など要件を満たした方には、月額最高1万円の保険料補助があります。

詳しい内容については農業委員会までお問い合わせください。

問 農業委員会事務局

☎ 985-4131